

# 奈良・興福寺旧境内



(奈良)

- 1 所在地 奈良市登大路町
- 2 調査期間 一九九三年（平5）九月～一九九四年三月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 西藤清秀・見須俊介
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は奈良市登大路町に所在し、県庁の庁舎の北東にあたる。

この地は奈良県庁分庁舎および地下駐車場の建設地で、これに伴い発掘調査が一九九三年九月から翌年三月にかけて実施された。調査面積は四〇〇〇m<sup>2</sup>をこえた。この地は興福寺旧境内の北東隅にあたるもの、同地の利用状況については、よくわかつていないので当時の状況であった。

この発掘調査でまず目を引いたものは一二一～一二三世紀を中心とした土師器皿が大量に出土した土坑群、二〇基近くの井戸群である。土坑は当初から土器廃棄を目的としたものや、最初池として使用されていたものに土器が投げ込まれたものがある。井戸も、土層堆積から判断すると当初本来の使われ方をしていたが、使用されないと土器廃棄坑として使用された状況が想定される。土師器皿の詳細な個体数はわからないが、数万、または十数万出土したのではないかと思われる。これらは儀式後の宴会（直会）において使用されたとみられる。もちろん一回限りの使い捨てである。

今回柿経が出土した遺構はこのような土坑群の中の一つだが、この土坑中からは土師器皿は殆ど出土していない。形状は東西に長い隅丸方形で、規模は東西五・六m南北三・七mである。共伴遺物は経軸状の木製棒、漆器椀、中国製磁器、瓦質土器である。遺構の年代は一四一～五世紀とみられ、土師器皿の年代観より新しい。

柿経自体は第一層の埋土である炭化物を多く含む黒色粘砂質土を除去し、第一層の最下まで達した時点で、ほぼ全てが検出されたが、第二層にあたる緑灰色の弱粘質土内からも一部の経軸が出土している（写真・出土状況②）。柿経は大きく南北二つに分かれて分布する。南群の柿経は、同方向を向けて大量に並べられた経軸状の棒の上に置かれていた。一方、北群の柿経は経軸状の棒にきちんと乗つておらず、一部の経軸の向きが南北にふれていることから、ずれ落ちた

のではないかと思われる。

柿経以下の埋土は水分を多く含む緑灰色を基調とした砂質土で推移し、柿経、経軸ともこの水分の影響を受け軟化していた。そのため遺物の崩壊を防ぐためにいつたん周囲の土とともに取り上げを行なった。その後一九九五年度になり経軸、および幾重にも重なった経を一つ一つ分解したが、経自体の肉厚が薄いことと木質が軟化しているために分解作業は困難を極めた。

#### 8 木簡の釈文・内容

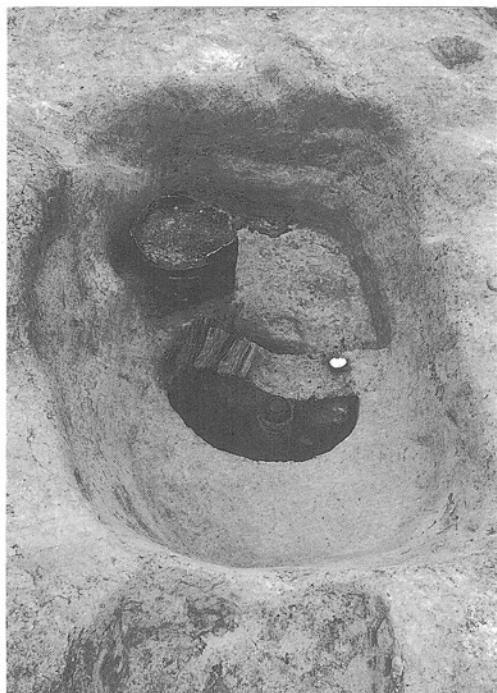
全体にわたる整理・解読を行なつていなかったため正確な数字は不明であるが、約二六束分が出土しているので、一束二〇枚として計算し破損したものを含めると出土点数は六〇〇点近くになると考えられる。ここでは代表的なものの釈文を示すにとどめておき、詳細は報告書に譲りたい。

(1) 「世中若有善男子善女人於所住處有此經下三」

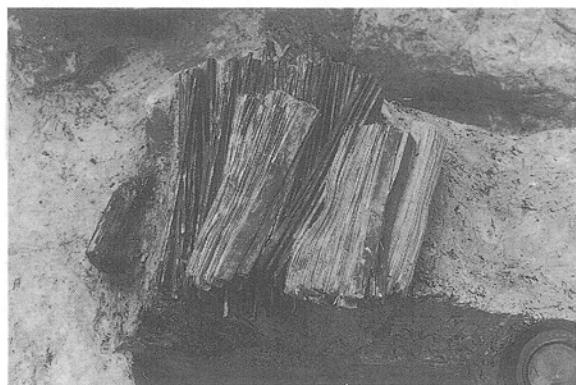
(2) 「事唯願世尊為現在未來一切衆生稱揚地  
典及廿像是人更能転讀經典供廿<sup>養脫</sup>」

(3) 「者又蒙世尊普告大衆欲稱揚地藏利益等  
報告書に譲りたい」

- 「我常日夜以本神力衛護是人乃至水火盜」
- 「過去現在未來諸仏說其功德猶不能尽向」



出土状況(1)



出土状況(2)



・「尔時世尊從頂門上放百千万億大毫相光」

・「光大緣毫相光金毫相光大金毫相光慶雲」

・「所謂白毫相光大白毫相光瑞毫相光大瑞」

・「大碧毫相光紅毫相光大紅毫相光緣毫相」

・「毫相光玉毫相光大玉毫相光紫毫相光大」

・「紫毫相光青毫相光大青毫相光碧毫相光」

柿経は幅約2cm長さ約25cmで、○一一型式、頭部は圭頭状を呈する。厚さは最も厚いもので約1mm、薄いものでは約0.3mm程度である。経文は両面に書かれており、書体も複数あるようである。

(17)に記されているように、内容は地蔵菩薩本願経（上下二巻。『大正新修大藏經』第一三巻所収）である（傍注は『大正新修大藏經』による校訂）。出土状態で柿経の束には小さな単位が認められたが、この単位毎に紐でくくられた跡があり、最初の部分には「下三」のように束の順番を示す番号が記されていた（1）。このような番号は他にも多くみられ、「中十」と記されたものなどもあるので、全体では上・中・下に分けられていたと考えられる。束の分布をみると、「下」のものは一ヵ所にまとまつており、束の番号の続くものが隣接しているので、おそらく上・中・下ごとに順番になつたものをそ

のまままとめて埋納したらしい。

経は束の状態で出土したので、束を解体する際に表裏を区別して整理した。仮文の(1)～(20)は一束分をそのまま順に掲げたものであるが、(1)表↓(2)表↓…↓(19)表↓(20)表↓(20)裏↓(19)裏↓…↓(2)裏↓(1)裏の順に読むことができる。すなわちこの柿経は、扇のようを開いた状態で右から順に読み、左端に到達した後に裏返し、再び右端から読んだことがわかる。各経は表裏ともに原則として一七文字を記すが、中には一五文字や一八文字のものも含まれている。

なお同時に出土した経軸には細い円柱状のものと先端に丸みをもたせたものの二種類があり、両者とも両先端に漆が塗布されていた。以上のように、この調査で出土した柿経の特色は、二〇枚で束ねたものが上・中・下毎にまとまつており埋納当時の姿をほぼ完全に残していた点にある。今後も様々な観点からの考察が可能であると思われる。なお柿経の出土例としては元興寺極楽坊出土のものがある。また旧春日若宮神主家、千鳥家の屋敷内所在の八王子神社からは約一四〇点が出土している（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告四七 平隆寺（付）奈良市高畠町八王子神社出土懸仏』一九八四年）。これも同じく地蔵菩薩本願経である。

西藤清秀・見須俊介「奈良市興福寺旧境内」(『奈良県遺跡調査概報  
一九九三年度』一九九四年)

(81~7~9  
見須俊介)

## 会告

### 団体会員制の導入について

本会は従来、会員として個人のみを対象としてきましたが、発掘調査に携わっておられる方々にも広く入会を求めるため、委員会を中心団体会員制の導入を検討してきました。これを受け、一九九五年一二月二日の第一七回木簡学会総会において会則第五条第一項・第二項の改正が承認され、団体会員制を導入することが決まりました(改正後の新会則は本号一九六頁に掲載)。

団体会員制の運用は次の通りとします。対象とする団体は、各自治体の教育委員会、埋蔵文化財センターなど、発掘調査を行なう機関とし、機関として入会することが事務的に困難な場合には任意団体として加入していただくこともできます。また、団体の権利義務は個人と同じとします。すなわち、一団体で会費は個人と同額、大会参加者は一名、議決権は一票です。入会申し込みも個人と同じく毎年五月末締切とします。申込用紙の請求など、詳細は事務局にお問い合わせください。